

障害者支援施設等における感染症発生時の職員派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府内の障害者支援施設等で新型コロナウイルス感染症等(以下「感染症」という。)が発生した場合に、当該施設等(以下「感染症発生施設等」という。)に職員を派遣する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 府内施設等 次に掲げる施設等であつて、京都府内に設置されたものをいう。

ア 障害者総合支援法で規定する障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所

イ 児童福祉法で規定する障害児入所施設

ウ ア及びイに掲げるもののほか、府が必要と認める障害福祉サービス事業所等

(2) 登録施設等 次条第3項の規定により職員が派遣職員候補者名簿に登録された施設等をいう。

(候補者名簿)

第3条 京都知的障害者福祉施設協議会(以下「知福協」という。)は、府内施設等で感染症が発生した場合に備えて、当該施設等に職員を派遣するため、派遣する職員の候補者を登録した名簿(以下「派遣職員候補者名簿」という。)を作成し、府に提出するものとする。

2 府内施設等の代表者は、派遣する職員の候補者の氏名その他必要な事項を記載した申請書に必要書類を添えて、知福協に派遣職員候補者名簿の登録を申請することができる。

3 知福協は、前項の規定による登録の申請があった場合において、その内容が真正であると認められるときは、当該候補者を派遣職員候補者名簿に登録する。

(感染症発生施設等からの派遣依頼)

第4条 職員又は入所者が感染症に罹っていると診断されたことに伴い、支援を行う職員が不足すると見込まれるときは、感染症発生施設等の代表者は、自法人が開設する他の施設の職員の配置換え等の措置を講じ、職員の不足に対応するものとする。

2 感染症発生施設等の代表者は、前項に規定する措置を講じても、なお職員が不足すると認められるときは、知福協に職員の派遣を依頼することができる。

3 感染症発生施設等の代表者は、前項の規定による依頼をしたときは、当該依頼の内容を府に報告するものとする。

4 前項の場合において、感染症発生施設等の所在地が京都市であるときは、当該感染症発生施設等の代表者は、同項に規定する依頼の内容を併せて京都市に報告するものとする。

(候補者の選定)

第5条 知福協は、前条の規定による依頼を受けたときは、感染症発生施設等の所在地等を考慮し、派遣職員候補者名簿に登録された者の中から当該施設等に派遣する職員の候補者を選定するものとする。

(派遣の協議)

第6条 知福協は、前条の規定により選定した候補者が勤務する登録施設等の代表者と、当該候補者の派遣について協議するものとする。

(派遣の決定)

第7条 知福協は、前条の規定による協議が成立したときは、職員の派遣を決定し、派遣を承諾した代表者（以下「派遣元」という。）及び感染症発生施設等の代表者（以下「派遣先」という。）に対し、派遣を決定した旨その他必要な事項を通知するものとする。

(傷害補償)

第8条 知福協は、派遣元に対し、派遣する職員に係る傷害保険への加入を要請するとともに、その補償内容について派遣元との調整を行うものとする。なお、傷害保険の加入に係る費用は派遣元が負担するものとする。

(派遣協定の締結)

第9条 派遣元と派遣先は、派遣協定書（別記様式）の例により派遣について必要な事項を取り決めるものとする。

(職員の派遣)

第10条 派遣元は、前条に規定する派遣協定に従い、感染症発生施設等に職員を派遣するものとする。

(健康観察等)

第11条 派遣が終了した職員は、派遣先での勤務環境や業務内容を踏まえ、必要と考えられる健康観察等を受けるものとする。

2 前項に規定する健康観察等の期間等は、派遣元と知福協との協議により決定するものとする。

(経費の補助)

第12条 府は、この要領の規定による職員の派遣に要する交通費、宿泊費（派遣終了後の健康観察期間に係る宿泊を含む。）、傷害保険料、特別手当その他の経費について、「京都市府新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要領」の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(調整及び支援)

第13条 府は、この要領に基づく職員の派遣が円滑に実施できるよう、必要な調整を行うとともに、感染症発生施設等の状況に応じて、施設内感染専門サポートチームの派遣や衛生資材の供給等の支援を行うものとする。

(周知)

第14条 府及び知福協は、この要領の内容について、府内施設等の代表者に周知を図り、理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(事務)

第15条 この要領に関する府の事務は、健康福祉部障害者支援課が行う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、府が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月8日から施行する。